

東成区民センターをご利用になるお客様へ



大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部改正により、平成29年4月1日以降の東成区民センターのお申込み・ご利用方法を変更する予定となっています。

●大きな変更点●

これまでのご利用いただく直前（当日含む）までに使用料をお支払いいただいておりましたが、大阪市の規則改正によりまして、区民センターの使用料を、お申込みいただいた日から下記の期限内にお支払いただくことになります。

申請日から使用日の前日までの期間	使用料の納付期限 ※
1か月以上	申請日の13日後の日
7日以上1か月未満	申請日の6日後の日
7日未満	使用日当日

※付属設備の使用料はご利用日にお支払いください。

●使用料の返金●

ご利用者が次の期間内に使用許可の取り消し（キャンセル）を申し出られた場合、お支払いいただいた使用料をご返金いたします。

利用室名	使用許可の取り消し（キャンセル）を 申し出た日	ご返金する使用料の額
大ホール・小ホール	使用日の3か月前の日以前の日	全額
	使用日の3か月未満で2か月前の日以前の日	半額
集会室・アトリエ・スタジオ 調理実習室・ホール控室	使用日の1か月前の日以前の日	全額